

第3回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年8月27日（火）

事務局：それでは、これから第3回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日お忙しい中、この指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。

栃木県におかれましては、福田知事をはじめ、各市町長の皆様に大変なご尽力をいただきまして、指定廃棄物の問題にも積極的にご理解、ご協力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げます。

前回の会議におきましては、栃木県内の処理ではなく、福島県に集約して処分すべきだという意見もございました。また、先日は副市町村長会議を開催していただきましたけれども、国の本気度が見えにくいと、こんな声もあったと伺っております。ご承知のように、栃木県内では指定廃棄物の保管が逼迫をし、そして各市町長の皆様も大変なご苦勞をいただいているところであります。早急な処理が必要であり、後ほど私からご説明もいたしますけれども、栃木県内での処理が不可欠と考えております。指定廃棄物の処分は、言うまでもないことですが、国が責任を持って行います。また、候補地を選定させていただきましたら、地元への説明も丁寧に進めさせていただきたいと思っております。

その広報活動の一環といたしまして、先日8月25日に県民の皆様へ指定廃棄物の処理にご理解をいただくため、栃木県と共同で新聞の折り込み広告をさせていただきました。また、地域振興策や風評被害対策に関してもしっかりと取り組んでまいります。現在、政府の概算要求の最後の調整というのをしておりますけれども、予算も確保してまいります。

さらに、最終処分場の長期間にわたる管理についてのご不安もあることと存じます。それにつきましては、環境省が最終処分場の近くに管理事務所を設置して、長年にわたり点検・維持管理も行ってまいります。定期的に空間線量や水質の測定などを適切に実施して、安心確保に全力を尽くしてまいります。

前回は、議論を十分に行うだけの時間がとれず大変申しわけなく思っておりますけれど

も、本日はお許しをいただきまして十分に時間を確保させていただいております。指定廃棄物の県内処理について、ぜひご理解をいただいて次の段階に進めさせていただくため、建設的なご意見を賜れば大変ありがたいと考えております。いずれにいたしましても、今後も栃木県及び皆様方のご協力をいただきながら、この市町村長会議の開催などを通じて丁寧に手順を踏みつつ、着実に前進できるようにしっかり国が責任を持って取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局：それでは、続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：皆様、こんにちは。お忙しい中、市町長の皆様方には会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、井上環境副大臣、秋野政務官をはじめ職員の方々の多くの皆様方には、わざわざ栃木にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、5月の27日に開催されました2回目の市町村長会議では、各県ごとに指定廃棄物を処理することとしている基本方針を見直し、福島県で処理すべきとの意見が出され、残念ながら入り口論に終始をしたところであります。県といたしましては、指定廃棄物の保管が逼迫している今日的状況を鑑みれば、このまま放置しておくことはできず、一日も早くこの状況を解消するためには、指定廃棄物の県内処理が現実的な解決策であると考えておまして、そのためには、処分場の県内設置について共通理解を得ることが大変重要であると考えております。

ただいま井上副大臣の挨拶にもありましたが、これまで市町村からいただきました、国の覚悟が見えず市町村に責任を押しつけているとの意見に対しまして、風評被害対策も含め国が責任を持って処分場を設置する旨のお話がありました。本日は、前回の市町村長会議で論点となりました基本方針の決定に至った経緯、福島県への受け入れ確認の結果など、県内処理を定めた基本方針について国からしっかりと説明をしていただくとともに、候補地の選定手順等につきましても再度国から説明を受け、県内処理を前提とした具体的な議論が進展することを主に期待をいたしまして、冒頭の挨拶といたします。

事務局：ここで、本日の出席者を紹介いたします。まず、栃木県からは、ただいまご挨拶をいただきました福田知事を初め、佐藤副知事、櫻井環境森林部長にご出席をいただいて

おります。

次に、環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願ひいたします。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしくお願ひします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくお願ひ申し上げます。

事務局：それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。議事次第の下に配付資料の一覧がございます。1枚目が議事次第でございます。その次が出席者名簿、その裏に会場の配置図をつけております。資料1が、県内処理の基本方針の制定に関するこれまでの経緯等について、資料2が、指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順等について、資料3が、各市町長からのご意見等とその対応の方向性についてで、資料4が、1枚でございますが、市町村長会議でご議論いただきたい事項についてでございます。あと、その後ろに、8月25日に新聞の折り込み広告で配布しております資料をつけております。

この資料の2ですけれども、1点だけ訂正がございますので、お知らせいたします。資料2の5ページ目でございます。候補地の選定手順案について(2)というところの(4)の必要面積を確保した土地の抽出というところなのですが、ポツが3つありまして、最後のポツのところの2行目でございますが、「(敷地全体の平均的な傾斜が15パーセント(=約9度)を目安)」と書いてあるのですが、これは15パーセント以下ということでございますので、「15パーセント(=約9度)」の後に「以下」というところの文字を追加していただければと思います。すみませんが、訂正をよろしくお願ひいたします。

本日ご出席いただいております各市町長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿の記載のとおりでございますので、大変恐縮ではあります。時間の関係上、改めてのご紹介は割愛させていただきますので、ご了承願ひします。

なお、本日はマスコミも同席可能としております。ここで、マスコミの方々をお願い申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、恐れ入りますが、カメラはご退場をお願いいたします。また、取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。それではカメラは退出をお願いします。

本日の会議は16時までを予定しております。円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

これからの議事進行につきましては秋野政務官が務めさせていただきます。それでは、秋野政務官、よろしくをお願いいたします。

秋野政務官：秋野でございます。本会議の進行役を務めさせていただきます。座って説明させていただきます。本日の進め方ですけれども、まず、議題1の県内処理の基本方針の制定に関するこれまでの経緯等につきましてご説明をさせていただき、意見交換をさせていただきました後に、議題2、議題3、議題4と進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。まずは、議題1の県内処理の基本方針の制定に関するこれまでの経緯等について井上副大臣よりご説明申し上げます。

■資料1について説明

井上副大臣：それでは、資料1について説明をさせていただきます。

これまでの市町村長会議などにおいて、現在の基本方針がどのような経緯で閣議決定されたのかを説明すべきとのご意見を多数いただいてまいりました。それをまとめましたのが資料1の県内処理の基本方針の制定に関するこれまでの経緯になります。

まず、1の県内処理の基本方針策定に関する経緯ですが、特措法の公布前に環境省から、福島県内に最終処分場を建設して汚染土壌などを処分することができないか打診をいたしました。しかし、福島県知事から拒否をされ、その後、政府は、福島県内で生じた汚染物質を受け入れる中間貯蔵施設の県内整備を提案することとなりました。

特措法の公布後ですが、それまでの状況を踏まえ、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において処理するものとし、福島県内で保管されている指定廃棄物は福島県内で処理することについて提案・調整を行い、平成23年11月11日に閣議決定された基本方針において県内処理方針が明記をされました。

次に、2、各県処理の基本方針を維持することについてです。

福島県においては、地域によって差異はありますが、現在避難されている多くの方が帰還を望んでおられます。また、中間貯蔵施設や処分施設の調査などのための地元との協議は緒についたばかりであり、福島県の処理体制は確立をされていない状況にあります。福島県内の指定廃棄物についても、既存の管理型処分場で処分をするため関係者との調整を進めております。

一方、栃木県での前回の市町村長会議でもご意見がございましたが、指定廃棄物について、福島県に集約して処分すべきであり、国はその方向で福島県とさらに協議すべきのご意見も出ているところであります。市町村長会議でのご意見に対しては丁寧に対応をしていかなければなりませんので、福島県内の指定廃棄物を福島県に集約をして処分すべきとの意見について、6月17日付で福島県に対して照会を行い、福島県の見解を改めて確認をさせていただきました。その結果が、4ページの福島県からの6月19日付の回答になります。福島県の考え方は、特措法及び基本方針に基づいて、各県で保管されているものは各県で処理することが適当であり、他県の指定廃棄物を受け入れることは考えていないというのが改めて確認ができました。本件につきましては、文書で確認した結果について6月20日に私から発表させていただき、栃木県も含めた関係5県にも通知をさせていただきました。

今回の福島県への意向確認の結果については、ご説明したとおり、県外からの指定廃棄物の福島県への搬入について福島県は拒否をしております。そのような状況において福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させ、福島県における廃棄物処理や除染の推進に重大な支障を及ぼし、ひいては福島県の復興にも大きな悪影響を与えることとなってしまいます。環境省としましては、各県で保管されている指定廃棄物を早急に処理するため、基本方針に基づいて当該県内において最終処分場を確保して処分することが最も合理的と考えております。国としても責任を持って全力で進めてまいりますので、何とぞ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。以上で説明を終わります。

■資料1について質疑

秋野政務官：それでは、意見交換に移りたいと思います。

ご意見がございましたら挙手をしていただきまして、こちらからご指名を申し上げますので、市町名をお伝えいただきましてからご発言をお願いしたいと思います。なお、ご発言の際には、目の前のマイクのスイッチを入れていただきましてからご発言をいただきますようお願いいたします。ご意見ございますでしょうか。

鹿沼市長：正直言うと余りしゃべりたくないという心境でこの場にずっとおってるんですが、これまでのいきさつもありますので、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

今、経過についてご説明をいただきました。環境省が当初福島県と話をした23年の6月9日といいますと、震災があつて3カ月以内というようなこともあつて、その時点で福島県にこの話を持ちかけても、とても相談に乗れる状況ではなかったろうというふうにまず思います。したがって、その時点の判断としては、これはこれでやむを得なかったというふうに私は思いますけども、その後2年が経過をして、いろんな情報、特に伝えられる状況、2ページの一番上ですね、現在避難されている多くの方が帰還を望んでいるというふうにまとめてあるんですが、必ずしもそういうふうなアンケートの結果が出ていないのではないかと。既に5割近い人たちがもう戻らない、あるいは2割、3割の皆さんが迷っていることに対して、今本当に2、3割ということですから、これからさらに時間が経過をしていけば、ますますその傾向というのは実は強くなるのではないかと。

その後、ずっと下見てまいりますと、福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させという表現がありますけども、この表現がそもそもちょっといろいろ問題があるんで、ここにそこに住んでおられる人たちの住民という話がないんですね。確かに行政体、あるいはそういうほうとの信頼関係という意味ではこの経過もあろうと思いますけども、住民の気持ちというものは既にここには戻り切れないということであつて、早く今後の身の処し方を決めていきたい、そのためには現在原発周辺にある自分の土地とか家とか、そういうものをどう処理していいかというところのほうが個人の生活再建には極めて重要だというふうに思うんです。

したがって、指定廃棄物云々の話はさておいても、やっぱり地元の地域の皆さんのことを考えると、その地域をこれから国としてどうしていくのかということをやっぱり、その方針を出すことが福島の被災された地域の皆さんの生活再建には今やるべきことだろう、非常に重要なことだろうというふうに思うものですから、その辺の国の考え方ですね。だから、指定廃棄物、必ずしもそこにとすることは置いといたとしても、その辺の生活再建

について地元の皆さん、住民との信頼関係という意味ではどのようにお考えになってるのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

梶原部長：すみません、私のほうから、答えさせていただきたいと思います。

まず、福島県の方々はどう考えておられるかということでございます。確かに今、鹿沼市長がおっしゃられたとおり、悩んでおられる方もいらっしゃることも事実でございます。ただ、今悩んでおられる方々を含めて、半数以上の方々は帰りたいとおっしゃっておられるというのが通常のアンケートの結果ではないかと思っております。したがって、そういう方々がいらっしゃるという上において、私どもはその方々の考え方は尊重して対応する必要があると考えてございます。

また、平成23年6月の福島県の考え方については、そのときはそうかもしれないがと、お話がございました。そのような経緯を踏まえ、前回の市町村長会議のご意見を踏まえ、本年6月に改めてお聞きしたものでございます。その結果を先ほど来からご説明申し上げているところでございまして、決して当時の県の思いが、福島県の思いが変わっているということではないということをご理解を賜ればと思っております。

秋野政務官：よろしいですか。他はございますでしょうか。

鹿沼市長：ご説明はご説明としてお聞きいたしました。

ただ、住民の皆さんの意向をですね、マスコミ等の調査結果としては流れて、いろいろ取り上げられるんですが、国としてきちんと住民の皆さんのそういった思いというのはどのような形で把握されてるのか、何かそういった調査等もおやりになってるのか。もしないとなれば、そこのところをやっぴりきちんと定期的に時間を追いながらやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点いかがですか。

梶原部長：政府全体といたしましては、復興庁と内閣府の支援チームで、実際の避難しての方々に今後どのような形で、帰還はどういうふうに考えておられるか、あるいは帰還をするとしたらどういったような条件が提示すればできるんだろうかと、あるいは生活再建にはどういうことが必要だと思っておられるのかといったようなものは、定期的にアンケート調査をさせていただいておるということでございます。それを踏まえながら、福島

復旧・復興について政府全体として検討しておるといふことでございます。

秋野政務官：よろしいですか。他にございますでしょうか。

那須町長：那須町ですけれども、確認したいんですが、福島県は今、最終処分場の設置は困難ということで、中間貯蔵施設の設置というようなことに伺ってるんですけれども、福島県における中間処理貯蔵施設の規模とその後の処理のほうというものをどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

梶原部長：まず第1点目、町長のご質問にお答えする前に1点、誤解がないようにお伝えしたいと思っております。福島県の場合は、汚染土壌等につきましては今、中間貯蔵施設を造りたいということで、現在ボーリング調査等をやらせていただいておりますという段階でございますけれども、今回、栃木県で私どもがやりたいというふうに申し上げておる指定廃棄物の処理については、中間貯蔵施設ということではなく、最終処分場に搬入をすることによって福島県に提案をし、調整をさせていただいております。それは、今回ご議論の対象になっております特措法に基づきます基本方針の協議の中でも福島県にそう説明し、そう書かせていただき、そうやって今、福島県と調整をさせていただいているという次第でございます。

町長からの直接のご指摘にお答えしたいと思います。中間貯蔵施設については、現在3カ所の地域でボーリング調査をし、そしてその後、当面30年間をめどに中間貯蔵をし、その後の処理については現在、平行して検討をしていくというふうな取り扱いになっているということでございます。

那須町長：その30年間保管をする中間処理貯蔵施設ですけれども、安全性というのはきちんと担保されてるんだと思いますけれども、その何といいますか、規模ですね、規模。先ほど言いましたように汚染土壌を処理する、中間貯蔵するということになりますと膨大な施設になると思うんですが、その規模はどれぐらいお考えですか。

梶原部長：まだ幅があるんでございますけれども、最大限2,800万立米の貯留スペースが必要だという形で考えております。

福田知事：3カ所合わせてですか。

梶原部長：ええ、3カ所合わせて、全体でございます。ちなみに指定廃棄物については、現時点において栃木県の場合、指定されているのが約1万弱、指定はされていませんが8,000ベクレル超の保管をいただいているのは1万3,000トン強あるわけでございますけれども、それに匹敵する数字としては、福島県では10万トンぐらいで、栃木県は県単位でいきますと第2番目に多い県という形になってございます。

秋野政務官：よろしいですか。他にございますでしょうか。

それでは、議題1は大体よろしいでしょうか。それでは、議題2、指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順等について、議題3、各市町長からのご意見等とその対応の方向性について資料2、資料3及び資料4を梶原部長からまとめてご説明申し上げます。

■資料2、3、4について説明

梶原部長：しばらくお時間をとらせていただきまして、資料2から資料4までをご説明をさせていただきますと思っております。

まず、資料の2でございます。これは前回の市町村長会議でもご説明をさせていただいたものでございますが、再度ご説明をしたいと思います。これは、既にご存じのとおりの有識者会議、専門家からなる会議でございますが、その中で、安全性等を確保する、あるいは安心を確保する上で、このような選定方法でいいんじゃないだろうかといってお審議を賜ったものでございます。

まず、ページをおめくりいただきまして、3ページ、下のページでございます。ここに全体の基本的な流れが書いてございます。まず、安全等の確保に関する事項ということであります。もちろん施設の構造的には、地域の外界から遮断された形のコンクリート壁での二重構造になる安全な施設を造る、構造的には安全なものを造るといったようなことが前提でございますけれども、その上で、まず場所選びといたしましては、安全等の確保に関することといたしまして、自然災害のおそれがある地域を除外する、または施設の存在そのものが例えば貴重な自然環境の保全あるいは史跡、名勝、天然記念物の保護に影響を及

ぼすといったようなことを除外するというところでございます。これは安全等の視点からの対応でございます。

その次のプロセスといたしまして、地域特性に配慮すべき事項ということでございます。これは、この場でご議論いただきまして、栃木県として最終処分場の整備に向けてここは避けるべきであるといったようなご議論があるようなものについては、最大限尊重をしていきたいということでございます。例えば宮城県の例では、観光拠点といったようなところは避けてほしいといったような形で、ほぼ合意をされている次第でございます。

3番目でございます。3番目のステップが、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定。これにつきましては、後ほどまた詳しくご説明をいたしますが、自然度でありますとか生活空間との距離あるいは水源、これは上水道もありますし、農業水源ということもございしますが、水源との距離あるいは指定廃棄物の保管状況等から見て望ましい土地を選定をしていくと。その上で、一定の絞り込みをした上で、ボーリング調査等の地盤、地質、地下水等の調査をいたします詳細調査を実施し、その詳細調査の評価を踏まえた上で、市町村長会議において最終的な案を提示をしていきたい。提示の方法につきましては、地元の方のご意向を受けながら、こういったような形で提示をさせていただくのかということもご議論を賜って、その上、私どもで判断をさせていただきたいと思っております。

ちょっと恐縮なんですけど、ページの8に移っていただければありがたいと思います。先ほど安全等という話をいたしました。じゃあ、それは一体何だというのが8ページ以降でございます。8ページの上のページの下の方の3つ、自然災害を考慮して避けるべき地域といたしましては、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山の噴火、陥没というところに視点を置いて整理をさせていただきたいと思っております。自然環境につきましては、自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地域あるいは鳥獣保護の特別地域など貴重な自然のあるところ、史跡・名勝、これについては文化財保護法に基づきますこういった地域でございます。

9ページ、下のページでございますが、特に先ほど地すべり等の安全というものを申し上げました。下から4行目のところだけをちょっとご説明申し上げたいと思います。例えば液状化でありますとか、あるいは台風とか竜巻とか大雨、落雷といったものにつきましては、これは技術的に対応していきたい、地域的にこの地域はこうだからとなかなか言いづらい地域特性に結びつかないものでございますから、むしろそういったものについては技術的に対応してまいりたいと考えてございます。

ちょっと1枚おめくりいただきまして、先ほど地すべりとか斜面崩壊と申し上げましたけども、じゃあ、それは一体どこなんだというようなことでございます。これは、公にされているデータを用いて客観的に詰めていきたいということで、例えば10ページの上からいきますと、地すべりでありますと、地すべり危険箇所という形で該当するエリア、あるいは地すべり地形箇所と言われているエリア、これは、ともども地図情報という形で整備されて日々我々の行政に活用されております。そういったようなデータを使いながら進めていきたいと考えてございます。順次、こういったようなデータを使うか、それぞれ斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没についてデータを入れております。特に陥没につきましては、実は栃木県では、こういったような視点が特に他の地域に比べて重要なのかなと認識をしている次第でございまして。

ページをおめくりいただきまして、12ページ、同様に自然関係あるいは史跡、名勝、天然記念物の関係につきましても、こういった客観的データを使うかは極めて重要でございまして、それにつきましては、それぞれこういったようなデータを使うかといったようなものを抜き書きしたものでございます。

5ページにまた戻っていただきたいと思っております。4ページの(2)までが、今、ご説明したところでございますが、5ページの(3)、先ほど言いましたけれども、地域特性に配慮すべき事項については最大限配慮したいと。宮城県では観光という具体的なキーワードで報道されておりますけれども、私どもといたしましては、地域特有の自然災害あるいは貴重な自然環境あるいは特に安心の観点から配慮すべきであるということ一通りの合意が形成されそうなものにつきましては、除いていきたいと考えてございます。

その上で、(4)でございまして。これは、私どもの作業という意味では重要なプロセスであるわけでございますけれども、利用可能な国有地を基本として選定をしまいたい。ただ、自治体によりますと、都道府県によっては公有林を使っていきたいと、あるいは公有地を使っていきたいといったようなご提案もございまして。そういったようなご提案がある場合については、そのような土地も対象に加えていきたいと考えております。また、2番目のポツでございまして、最終処分場の候補地として、ぜひ優先的に考えておくべき土地があるんじゃないかといったようなご意見、こういったようなものがあれば、そういったような方向で一定のご理解が得られるようであれば、これについても最大限尊重しまして対象にしまいたいと考えてございます。

その上で、必要な面積を確保できるなだらかな土地、これは先ほど単発の1カ所1カ所

で、例えば雪崩が起こるとかそういったようなことではなく、ある程度の広がりを持った土地に造ることになりますから、広がりを持った土地全体としてなだらかな構造の土地、ここで言いますと、平均的な傾斜が15パーセント、角度にして9度以下の目安の土地を抽出し、空中写真あるいは現地確認を通じて土地を確認していきたい。ページをおめくりいただきまして、その上で、幾つかの候補地、これは何カ所になるかはやってみないとわかりませんが、その土地について一定の評価を加えさせていただければと思っております。

14ページを開いていただきたいと思っております。14ページにありますとおり、有識者の会合におきましては、自然度、水源との近接状況、生活空間との近接状況、指定廃棄物の保管状況といったような4つの項目で評価をしていったらどうだろうかということになっております。

ちょっと難しいのでございますけれども、評価にもいろいろやり方があります。適性評価方式あるいは総合評価方式という書き方があります。例えばこの4つの項目で○×、この方法は○、この方法は×といったようなやり方で○4個、○3個、○2個という形で順番をつけるようなやり方、これは非常に単純なやり方でございますが、そういったようなやり方が適性評価方式。総合評価方式につきましては、例えば水源との距離をとってみますと、水源との距離が100メートルなのか、500メートルなのか、1キロメートルなのか、2キロメートルなのかといったことでランク分けをいたします。そのランク分けをした重みもつけながら評価をするということでございます。それで、やり方といたしましては、有識者会議では、14ページの下のほうにありますように、非常に候補地が多い場合は適性評価方式でやり、その中からちゃんと絞り込む、1カ所にする場合は総合評価方式で詳細な評価をしていくべきであるといったような考え方があります。

それで、ページを開いていただきまして、16ページ、17ページでございます。これは4つの項目をどういう形で考えていくのか。まず自然度でございますが、これは、全国は実は植生を中心としまして自然度がどれぐらい残っているかということをして1から10までランク分けをされております。そのうち、そういうものを用いて評価をするということでございます。

水源との近接については、水道用水、農業用水を対象とし、取水口との距離で判断をする。地下水におきましても取水施設からの距離で評価をするということでございます。

生活空間、住居のある集落、これは平成22年度の国勢調査のデータを使って、その距

離で評価をしてはどうかと。

指定廃棄物の保管量でございます。指定廃棄物の保管量については、さまざまなご議論が他の県でも行われてございます。現在、保管をしていただいている市町村で計算をするのか、あるいは、中には例えば流域下水道のように、そのたまたま保管されているまちで出た下水の処理だけじゃなくて、他の市町村からの下水についても処理をし、その結果として出てきた汚泥が8,000ベクレルを超えているケースは、現在保管している最終処分場のある市町村で案分するのはどうかといったような議論がございました。その結果、現在、有識者会議の議論を経て私どもの考えているものは、広域的な事業、具体的には、流域下水道でありますとか一部事務組合のごみ処理あるいは広域水道ということになりますけれども、そういったような事業については、実際に受水あるいは排出をしている市町村の量に応じて分配した形で評価をすべきではないかというふうに結論をつけております。いずれにしましても、この安心の分野については、どの項目を重視をするか、重みづけをするかといったようなことも含めて皆様方のご意見を賜りたいというふうに考えてございます。

最後のページ、20ページでございますけれども、先ほど言いましたように、指定廃棄物の保管状況を割り戻したケースはどういうふうになるのか。前回、これまでの資料で左側のデータを示しております。これは現在保管をしていただいているもの、数字的には9,500トンになっております。これは、実は8,000ベクレルを超えているんですが、まだ指定されてないというものはちょっと除いております。それで9,500トンのものについて分配をし直したものが真ん中の青の欄でございます。結果として、ほとんどの市町村で搬出した構造になってございます。このデータを用いて評価をさせていただければと思っております。

もう1点、6ページにちょっと戻っていただきたいと思えます。先ほどのような形で選定をしていくわけでございますけれども、6ページの(6)にありますように、こういった作業の結果をいつ、どういう形で皆様方にお示ししながら進めさせていただくか、まず、(6)にありますように、先ほどのデータを使ってどんどん絞り込んでいくわけでございますけれども、それについては、ポーリング等の調査を実施させていただきたいと思っております。それで、最終的な候補地の提示を環境省がしていきたいと。ただ、こういったような提示をお求めになられるか。例えば作業をずっと進めて1カ所ここでございますと、データはこういうことになっておりますといったような回答をお示し申し上げるのか、あ

あるいはある程度の絞り込みの途中段階で複数箇所でお示したほうがいいのかといったようなものについてご相談をさせていただければと思っております。

以上が資料の2でございます。

次に、資料の3についてご説明を申し上げたいと思います。

これまでのご議論の中で、あるいはその後、県を通じて文書でお寄せいただいたご意見について比較をしてお答えさせていただければと思っております。

まず第1点、施設の安全性についてでございますけれども、安全性について、あるいは選定経過について市町単位で説明会を開催すべきである、あるいは多くの人は十分な安全性について認識されていらっしゃらない、したがって、このまま放置するより当該施設が保管したほうが安全であるといったようなことをちゃんとご理解していただく必要がある、そうしないと先には進めない、というお話でございます。これにつきましては、施設の設置に際して、私どもの責任のもとで候補地を選ばせていただくということでございますけれども、そういった候補地については責任を持って説明会を開催して、安全性あるいは必要性等について説明をしていきたいと考えてございます。

また、環境省のホームページでのさまざまな情報の提供、これは専門的なものからそうではないものまで、Q&Aまでいろいろさせていただいておりますけれども、これに加えて、今後さらにわかりやすい資料あるいはリーフレットというものをつくらせていただきたいと考えてございます。冒頭、副大臣から申し上げましたように、今日の資料の最後につけておりますけれども、8月25日に県とともに出させていただいた折り込みにつきましても、その一環でやらせていただいたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、技術的な話でございますけれども、従来、昔のやり方は、地形勾配が10パーセントとか15パーセントじゃなかったのかと、今回30パーセントに引き上げているのではないかと。そうすると、ほとんどの土地が対象地域になる、外れる地域が非常に少なくなる、したがって、傾斜がきついのもにかかわらずリスクが高いところに造ることになるのではないかと、したがって、リスクが少ない10から15パーセント以下にすべきだということのご意見であります。これは、先ほど資料2のほうのご説明でも申し上げておりますけれども、まず、地すべり、ポイント、ポイントで地すべりとか、あるいは斜面崩壊といったようなリスクのところは外すと申し上げました。このポイント、ポイントで外すところについては、例えば30度といったようなことを考えております。急傾斜地の崩壊危険箇所調査での傾斜度30度以上という基準に準じてこうい

うところは外したい、その上で、これは数ヘクタールの単位で必要な敷地全体の平均的な勾配がなだらかであるということで、15パーセント以下を目安として最終処分場の候補地を選定していきたいと考えてございます。

3 ページ目でございます。処分場の候補地を選定するに当たりまして、地元の理解を得ることは当然であるけれども、貴重な自然環境、生活空間との近接状況はもとより、特に水源に関して配慮が必要ではないかということでございます。これは水源に対する配慮が極めて重要だと認識をしております。したがって、これまでご説明を申し上げているように、コンクリート構造物、二重なコンクリート構造物とし、また、亀裂等に対する配慮で内側、外側にコーティングをすとか、あるいは遮水して土壌へ埋めるとかモニタリングをする等、こういったようなことを含めて水を排出しない遮断型の構造としてのものをまずやるということでございます。それに加えて、安心という観点から、水源との距離を考慮して評価をしていきたいと考えておるところでございます。決して距離だけで判断するのではなく、まずは水が漏れないようにする、あるいは水と接触をしないようにするというを行い、その上で、さらに距離といったようなことについても評価を行ってきたいということでございます。

次のページをお願い申し上げたいと思います。資料の2の中でご説明しましたけれども、指定廃棄物の保管をどう考えるのか。まず最初に、上のご意見でございますが、たまたま今、県の要請で一時保管しているんだけれども、広域で発生したものであるので、各市町に割り戻すのは一つの方法ではないかというご意見。保管状況につきましては、指定廃棄物を保管している自治体や住民も被害者であるということを考えれば、原因者責任という観点で入り口論に戻ることになる。発生状況を評価項目とすることについては、自治体の意見を再度確認して検討すべきということでございます。

まず、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定ということで、5 県、共通の指針ということで、自然度、生活空間との近接、水源との近接、指定廃棄物の保管状況を評価項目としておるところでございますけれども、これにつきましては、指定廃棄物を保管していないような土地に最終処分場を設置することは地元の理解が到底得られないといったようなご意見等があったことを踏まえて、今入っているものでございます。それで、その入れ方につきましては、先ほど申し上げましたように、有識者会議でのご意見も踏まえて割り戻すという形で考えているところでございます。いずれにいたしましても、全ての項目が私ども重要と考えておりますけれども、重みづけをどう行うか、あるいは例えば重み

づけとしてゼロにするといったようなオプションもあると思います。実際にそういうことを各市町村長さんに諮りながら、そうしてほしいと言っておられる県もあります。そういった点についてはご議論を賜ればと思っております。

5 ページ目、風評被害について。現在での風評被害はある。その対策を示して解決をしなければ候補地選定は立ち行かないということでございます。風評被害、これは、将来この施設、私どもが提案している施設を造らせていただくことができれば、それによって風評被害が起こらないようにするということがまず第一だと考えてございます。そのためには、安全性のPR、これは当然しっかりやっていくということでございますけれども、実際に施設の整備をする前、した後について、全く環境はどう変わってるんだと、全く変わってないんだというようなことをしっかりとデータとしてお見せすることが必要だと思っております。また、その前の段階でいろんなことを、私ども、今は説明が難しいペーパーを作っておりますけれども、わかりやすいリーフレットあるいはそういったものをどんどんご議論していただく、あるいは地元できちんと説明させていただくといったようなことも必要だと思っております。既にある風評につきましては、復興庁をはじめとした関係省庁で取り組んでおりまして、パッケージという形でいろんな形でまとめています。これにつきましても、政府全体としてしっかりとした対応をしてみたいと思っております。

6 ページ、地域振興策でございます。これも冒頭の副大臣のご挨拶にありましたけれども、政府全体としてしっかり対応していきたい。具体的なその中身につきましては、候補地が決まった段階で地元のご意向を賜りながらというふうを考えてございますけれども、概算要求におきましても、どういう形で要求をしていくのかということの最終の詰めをしているという段階であります。

7 ページでございます。今、指定廃棄物ということで、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物の処理の施設を整備したいということでご提案させていただいているわけでございますけれども、8,000ベクレル以下につきましてもしっかりと体制を組んで国が主導してやるべきだ、あるいは国が、引き受けないと言っている事業所について引き受けるように言ってほしいと、8,000ベクレル以下であれば受けないと言っているような事業者さん、処分事業者さんにしっかりと国が指導してほしいと、こういう話でございます。8,000ベクレル以下については、ご存じのとおり、科学的にも通常の処理で大丈夫だという形になっております。ただ、そうは言いつつも、なかなか進んでい

ないというのも現状でございます。そのために、市町村による例えば一般廃棄物、今まで堆肥であるとか飼料でありますとか肥料でありますとか、そういったもので流れていたものについては、改めてごみになったものでございますので、それについては裏負担に対する対応も含めて、ほぼ100パーセント、100パーセントですね、国費で処分していただけのような制度も設けております。

また、実際に多くの焼却施設、市町村のごみ焼き場での灰につきましては、8,000ベクレル以下のものについては今、処理は進めていただいているところでございます。ただ、ご指摘のご意見のとおり一部の自治体では進んでいないというところもありまして、実は先月、改めてこういったような8,000ベクレル以下で断るようなことがないように、きちんと各県あるいは指定都市あるいは政令市といったような廃棄物行政を実施していただいている、先導的に引っ張っていただいている自治体を通じて全国に周知の徹底もさせていただいたところでございます。こういったところを機会を捉えてしっかりと伝えてまいりたいと。個別にご相談に応じながら、処理業者さん等々についても、そういったようなところがあれば、直接私どもからも働きかけてまいりたいと考えております。

8ページ目でございます。現在、保管をしていただいているところでございます。保管方法の見直し、より安全性を高めた保管方法をとるべきではないか、あるいはフレキシブルコンテナの寿命が短いので、さらに安全なものを、あるいは経済的な支援についても説明を促したいといったようなご意見でございます。私ども保管につきましては、ガイドラインというものを出示しまして、ぜひこれを守って保管をしていただきたいというお願いを申し上げているところでございます。現在保管していただいているところについては、そういった基準に従って適切に保管していただけるように周知徹底を図ってまいりますし、また、私どもの関東地方環境事務所等によって現場確認も行っていきたいと思っております。保管につきましては、私ども財政的な支援をさせていただいております。支援というか、費用負担もさせていただいております。個別にそういったような問題があるといったようなお考えのところがあれば、ぜひ個別にご相談をさせていただきたいと考えております。資料3の説明は以上でございます。

資料4でございます。手順あるいは基準、候補地の選定手順、基準につきましてさまざまなお意見、ご質問があろうかと思っておりますけれども、これまで他の県での実際のご議論のやりとりも踏まえまして、この4点ぐらいが中心になるのかなと思って、まことに僭越ながら提示をさせていただいている次第でございます。

まず、第1点目、国有地をベースに考えるというふうに申し上げました。本当にそれでいいのかどうか、公有地はどうでしょうかといったようなことでございます。

第2点目、絞り込みを行っていく中で、どういったような提示をすべきか。例えばいろんなデータの作業をして1カ所にしてご提示をさせていただくのがいいのか、あるいは複数の段階でやらせていただくのがいいのかと。もちろん1カ所ということであったとしても、実際に詳細調査、ボーリング調査に入ることになりますので、その前には、地元の市町村とは十分ご説明をさせていただきながらやるということになるかと思えますけれども、結果として、どういう形で出すのがいいのか。例えば、複数箇所がいいよ、複数で示していただくのがいいのかという話なんですけど、じゃあ、その段階で複数から個別にどうやって絞っていくのかということはどうやってイメージしていくのかといったような問題もございます。

3番目でございますが、地域特性として、やはりこういう場所は絶対避けるべきなんだといった、あるいはこのところは強く全県として配慮すべきものとするんだといったようなことは一体あるのでしょうか、それは何でしょうかといったような点が第3点の論点ではないかと思っております。

第4点の論点につきましては、先ほど言いました安心の4項目について、均等に評価をするのか、あるいは重みづけを持って評価をするのかといったような点でございます。最終的には私どもが責任を持って決めてまいりたいと思えますけれども、ぜひご議論を賜って進めさせていただければと思っております。

以上でございます。長くなりまして大変失礼いたしました。

■資料2、3、4について質疑

秋野政務官：それでは、意見交換に移りたいと思います。

資料2で最終処分場の候補地の選定基準につきまして、安全の確保、それから地域の実情への配慮、それから安心の視点からの評価の順番で候補地選定を進めることにつきましてご説明を申し上げました。

資料3では、栃木県の各市町長の皆様方からいただきました施設の安全性、選定基準等に関するご意見につきましてご説明をさせていただきました。

資料4につきましては、本日の会議でご議論いただきたい事項につきまして、私どもの

ほうから4つの項目を上げさせていただいております。

それでは、資料2、資料3、資料4につきまして、ご意見ございましたら挙手をいただきまして、こちらからご指名をいたしますので、市町名をお伝えいただきましてからご発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

矢板市長：矢板市の市長でございます。

ただいま部長からお話を伺いました。伺いましたけれども、県内に設置するという点について了解したわけではありませんので、その点はしっかりと把握していただきたいと思っております。ここの内容につきましても疑問もありますし、特に最初に候補地となった矢板市の経験からして、風評被害、これは言葉に表せないものがあるわけでありまして、その点につきましても非常に疑問を持っております。特に資料4の議論をいただきたい事項というのが示されましたけれども、この点については時期尚早ではないかというふうに私は思っております。

そういう点で、私どもは何としても基本方針、これを見直してほしいという気持ちは変わらないわけでありまして。この理由は、やはり再度候補地になり得る、そういう可能性がある、そういう危機感があるから、これを何とか見直してほしい。県内設置やむなしということになるならば、これは相当覚悟の上で対応せざるを得ないだろうと思っておりますし、私どもの現状からして、住民の理解を得るといのは大変厳しいと思っております。したがって、かねてから私は主張しておりましたけれども、暫定的対応ということで仮置き場、これをより安全にして時期の来るのを待つ以外にないというふうに考えておりますので、その点もお汲みおきいただきたいと思っております。以上です。

梶原部長：大変ありがとうございました。まず、先ほどの基本方針の点につきましては、議題の1のほうでご説明したとおりでございますけれども、私どもとしてはぜひご理解を賜って、早急な処理を進めていくという観点から県内で処理をさせていただきたいということで先に進ませさせていただきたいと思っております。

今、矢板市長さんのほうから、具体的に保管をしていくというオプションのアイデアがご披露されました。これについて、私どもの考えをちょっと申し上げたいと思っております。

保管ということについては、保管自体は安全ではないのかということになりますと、それは問題ないようにするという点ではありますけれども、実は非常に多くの場所で保管

をしていくということになりますと、それだけリスクが拡散をするということでございます。実際に非常に堅固な、私ども今回ご提案させていただいているのはコンクリート構造で半地下方式の非常に堅固なものを考えておりますけれども、そういったようなところで集中して管理をするということがリスクの低減にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

そういう点で、ぜひ今後そういったような、ではどうあるべきかといった議論について議論させていただきたいと思っておりますけれども、私のほうの考え方を申し上げれば、1カ所で管理をするほうが合理的ではないかというふうに考えておる次第でございます。

また、保管をしていく、長期保管をするという前提に立てば、その間に放射能が、放射線を出す能力が低減をしていく、これは事実でございます。事実でございますけれども、例えば10年たって、今栃木県にある1万3,000トンの8,000ベクレル以上のものが急激に減っていく、8,000ベクレルを超えるレベルに落ちるということでは必ずしもないわけでございます、したがって、保管ということを考えれば、相当長期にわたった保管ということになるということも併せて考えれば、集中管理ということが合理的ではないかというふうに考えてる次第でございます。

秋野政務官：いかがでしょうか。よろしいですか。

議題1でまだあるようでしたら、併せてご意見をいただきたいと思っております。

矢板市長：暫定保管、これを主張しているのは、県内設置が可能であれば、これはそんな必要ないんでありますけれども、私の今までの矢板市の経験からしますと、これはなかなかそう簡単にはいかないという思いがあるわけでありまして、したがって、今確かにフレキシブルコンテナは腐食したり風水に流されたりということで、非常に不安定な状況にあるというのは理解をしておりますが、したがって、この状態をより安全なものにして、これは当然国の責任でやるべきだろうというふうに思います。現状としては農林系の稲わら、牧草、堆肥、こういったものが非常に多いわけでありまして、しかし、こういった処理についてはこれまでも幾つかの事例でかなり減量化の方向も考案されているようでありまして、それから、セシウム濃度も134は、これは半減期2年で50パーセントという状況もあるようでありまして、かなり低減化の研究もなされておるわけでありまして、やはり仮置き場、暫定対応で、そういった時期を待つ以外に私は前に進めないのではない

か。国の責任で進めていくということではありますが、責任の内容がはっきりと我々には見えないわけでありまして、そういう点で極めて不安もありますし、到底県内設置、該当市町村が受け入れる、そういうことはなかなか困難であろうというふうな思いから、私は主張しておるわけでありまして。以上であります。

秋野政務官：私の仕切りが少し悪いところもお詫びをしたいと思いますのですが、県内で処分をするという前提で長期保管をしていただくことをご提案いただくというご理解でよろしければ、議題2、議題3、議題4の一つの選択肢としてお話を進めたいと思いますが、矢板市長さん、それでよろしいでしょうか。

矢板市長：先ほど申し上げましたように、話はお伺いしましたけれども、しかしそれで納得したわけではありませんし、特に議論いただきたい資料4の事項は、まさに具体的に県内に進めていくためにどうするかということ意見を求めているわけでありまして、これはちょっと時期が早過ぎるのではないかとということをお主張しておるわけです。

梶原部長：資料4につきましては、実際にどういったような土地でどういったような処分をするかといったようなことを考えていくためには、そして、今174カ所あるものを集中的に管理をするという考え方でどういう形で整理をしていくのかというときに、避けては通れない選択の問題だと思っております。

それが例えば保管ということになったとしても、174カ所での保管ということはなかなか考えにくいと思いますので、ぜひ作業、あるいは処理、もちろん国の責任で私どもやらせていただくつもりでおりますけれども、その際に、より皆様方のご意向に沿った形でやらせていただくためにご意見をいただければと思っております次第でございます。

もちろん、私どもが作業した結果につきましても皆様にご説明をする、もちろんその対象になられた地域の方々も含めて丁寧な説明をするというのは、これは当然なことだと思っておりますけれども、ただ、先に進める、今保管されているところをよりリスクの低い形にしていくためには必要な行為ではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

秋野政務官：ご意見ございますでしょうか。

那須町長：先ほど福島県の中間貯蔵施設についてお伺いをいたしました。福島県は汚染土壌、これの処理について中間処理貯蔵施設という形で当面の30年間保管をするというような形で処理をする、住民の合意を得たいということでした。今進めております栃木県の指定廃棄物の最終処分場ということになりますと、地域住民の人は最終処分場という言葉だけで未来永劫そこに置かれてしまうんだというようなことになってしまう、これを一番恐れてるんだというふうに思っております。

今、栃木県における指定廃棄物1万3,000トン余りということですから、量にすれば福島県の汚染土壌から比べればはるかに少ないということですし、放射能のこういう処理技術というものも日進月歩でこういうのも進んでいるというふうに思うんですね。近い将来、例えば一次保管したにしても、そういった処理技術ができ上がって、これはかなり本当に減容化できて、影響のないようなものを確立されることも恐らく出てくるだろうと思うんですよ。しかし、最終処分場という形でそこに埋設してしまえば、恐らく国はその時点でもうそういったものを掘り出してもう一度処理するというようなことをしないだろうという、地域住民はそういったところも不安に思ってるというふうに思います。ですから、栃木県の場合も最終処分場というのではなくて、将来を見据えた中間保管施設ということで住民の合意を国側でとっていただけないかというふうに思います。

それともう1点、8,000ベクレル以上が指定廃棄物ということですが、以前いただいた資料の中に8,000ベクレル以下の指定廃棄物等の保管状況も3万4,000トンもあるということです。これは法律上、最終処分場で通常処分してもいいというようなご指摘ですけれども、これもほうぼうで最終処分場にそれを搬入しようということで大変な抵抗にあっております。ですから、こういったものを各自治体に任せて処分しろということではなくて、8,000ベクレルに近い、そういった指定廃棄物等も最終処分場ではなくて一次保管施設、こういったところに保管していく、そういった考えはお持ちかどうかお聞きしたいと思います。

梶原部長：2点ございまして、1点目は中間貯蔵といったような考え方がないのかというお話でございまして。繰り返して申し上げて恐縮ですが、汚染土壌につきましては、福島県におきまして中間貯蔵という考え方がありますが、福島県におきましても、こういった廃棄物については実は最終処分をするということで説明をし、福島県においてもそう

いう方向で今動いているところでございます。そういうのにおきましても、新たに大量に出てくる汚染土壌とは別な形で、指定廃棄物については福島県と同様に栃木県でも最終処分をさせていただければというふうに考えてございます。

私ども、正直言いまして、最終処分場としての施設を提案をさせていただいているというつもりでございます。そういうスペックのものを提案させていただいているというつもりでございます。

2番目、8,000ベクレル以下のものについてでございます。8,000ベクレル以下のものにつきましては、先ほど言いましたように決して私ども市町村の方々に全部押しつけてるつもりは実はないつもりですけれども、いろんな8,000ベクレル以下の廃棄物の処理が進むような、例えば制度というものも組みわせていただいているところでございますし、また、実際一般廃棄物、あるいは産業廃棄物の処分場、あるいは処理業者の方々につきましても、いろんな形で個別に8,000ベクレル以下だったら引き受けてほしいといったようなことを一緒に働きかけてまいりたいと思っております。ぜひ個別にそういった団体等について一緒に説明に行けるように、教えていただければ一緒にやりたいと思います。

この8,000ベクレル以下のものについて、全て現在私どもが提案させていただける施設で受け入れるという話になりますと、一挙に施設が2倍、3倍になると考えてございます。さらに、そういう意味では適地の選定について困難になるのではないかと考えてございます。科学的に可能なものについては、そういう方向でご協力をさせていただいて、別途な処理の方法で協力をさせていただければと思っております。

那須町長：今、福島県の最終処分の話を伺ったんですが、聞くところによりますと、福島県は最終処分場の建設は断念して、民間の最終処分場で最終処分するということで話し合いが進められてるということをお聞きします。今、栃木県では最終処分場すらできないということの入り口でこれだけ議論してるわけですから、最終処分場を造るということになれば、福島以上に栃木県民を苦しめることにならないかということですか。

それともう1点、8,000ベクレル以下の指定廃棄物等については、それを受け入れることによって規模も費用もかかるということですが、これは国の責任において、そんなこと言ってる場合じゃなくて、これは責任を持って、全責任を持ってこれを受け入れる施設を造るのが国の責任なんだというふうに思いますが。

梶原部長：第1点目でございますけれども、第1点目の福島県については、処分場を造ることを断念して既存の施設ということではなくて、当初から既存の民間の施設を使って国の委託事業として実施をするということで提案をし、説明をさせていただいておるところでございます。そういう意味では、私どもでは現在提案しているのは、約80万立米ぐらいのスペースを持っているようなところについて、今考えているということでございます。

2番目の8,000ベクレル以下の話につきましては、ご意見としては大変よくわかります。ご意見としては大変よくわかりますけれども、法制度上も8,000ベクレル以下のものについては通常の処理をお願いするという整理になってございます。そういう枠組みのもとで最大限、国も出張って一緒に処理をさせていただきたいと思っております。

秋野政務官：ちょっと議論がたくさん出ているようでありますけれども、矢板市長さんのほうからは県内で長期的に、174カ所かどうかはともかく、県内で長期保管を行うのはどうかというご意見。それから那須町長さんのほうからは、1カ所かどうかはともかく、中間貯蔵のような形で県内の形で合意形成を図ればいいのかというご意見。私どものほうは県内で1カ所、安全な形で最終処分をさせていただくということで今回、資料2と資料3というのを提示をさせていただいたわけでありまして、ここの処理の方法につきまして一定の合意が得られませんか、確かに先に進まないという遠藤市長さんのご提示はそうだと思いますので、この処分の考え方につきまして、先ほど来、私どもは1カ所最終処分が一番栃木県の実情を考えても望ましいのではないかとご提案をさせていただいているところになります。県内でどのように処分をしていくかということについてご意見ございます方、その他のご提案等ございましたらおっしゃっていただけませんか。

鹿沼市長：その他も含めてということですが。私も実は指定廃棄物の処分場について、そんなに危険性の高いものだという認識は持ってないんです。ただ、栃木県の矢板市の例があったわけです。あの大変な困難を我々も見聞きをしてきた。そういう中であって、栃木県で一つの方向を皆さんで出してくれ出してくれと言われても、多分矢板のとき、正直に申し上げて矢板でよかったなと、うちじゃなくてよかったと思った方はほとんどだったと思うんです。皆さん思った、これが自分のとこだったら大変だったという思いの中でじっ

と推移を見守ったというのが本音だというふうに思うんですね。

それで1カ所にするか複数にするか、いずれにしても、それをここでみんなで決めてくれと言われても、当事者の大変な思いのことを考えれば、自分のところは弾が飛んでこないようだからいいだろうということは恐らくここで言えと言っても、首長さんはそんなことは言い出せない、意思表示ができないというのは正直な思いだというふうに思うんです。

それで、なぜ栃木県、他の県の話を知るとかなり理解が進んでるという話をお聞きするんです。ここで最後に栃木が残ったような状態で何とか何とかという話はわかるんですが、ここで何でもかんでもその方向を栃木が示さないと、他のところに何か支障が出てくるのか。いずれにしても1年、2年ですぐ完成できるというふうにもちょっと思えないところもあるので、であるならば、先ほど言ったように安全性についてはさほど心配はしていませんが、先行したところで一つモデルになる施設をしっかりと造っていただいて、こんなに問題のない施設なんだよというものをぜひ他県で早々に造っていただきたい。そのことをもって栃木に話が来たときに、そして関係者の皆さんにも見ていただいて、だから安心だというような、そういうぜひ先行してモデルとなる施設を他県で造っていただけないか。それをやっていただくことが栃木のそういった皆さんの不安を取り除くことに大きく貢献できるというふうに思うんですが、そういった考えについてはどうでしょうか。

梶原部長：実際のところとして、1カ所であるか複数箇所であるかといったようなのについて決定をしてくれと申し上げているつもりはむしろなくて、どういうふうにお考えでしょうかとご意見を賜りたいということだと思います。それが第1点目です。

第2点目について、先行事例というお話がございました。その考え、私は個人的に非常によくわかりますが、それは当面遅れるということもいいということでもございましょうか。私どもはできるだけ早い処理を進める上で、その最終的な受け入れ施設の場所、受け入れていただけるかいただけないかは別問題としても、そのためのやり方、そのための作業も進めないでいくのかといったような点について、私は個人的に非常にそれでいいんだろうかというふうに考えます。

鹿沼市長：私どものほうにも指定廃棄物といいますか、ございます。ありますけども、平均でいいますとやっぱり35から40ぐらいは減ってるんですね、放射線量は落ちてるんですよ。ということは、持っている放射能の具合によるけども、かなりの早いペースで低

減してるということだけは事実だと思います。

今の保管状況等の関係もございますけども、あと1年、2年でどうなっちゃうという代物ではないというふうに思ってます、現在の保管状況は。したがって、数年かかるかどうかわかりませんが、その程度は持つんだろうというふうな認識で見てるものですから、その範囲でもってそういった形がとれるのであれば、今ここで必ずしも決定をしなくても、自然とそういう方の流れに乗っていくことも可能になってくるというふうに感じてるものから、あえてそれを申し上げさせていただきました。

梶原部長：事実関係だけをちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

もしもよろしければデータをお配りさせていただきたいと思うんですけども、例えば現在栃木県で保管されているもの1万3,500トンぐらい。そのうち指定廃棄物として指定されているものは9,500トンございます。なぜこんなわかりにくい表現をするかと申しますと、指定廃棄物に指定するときにはしっかりと濃度をはかるものから、そのときの濃度がわかっているんです。将来の濃度の減衰、先ほど矢板市長がおっしゃられたように、セシウム134で2年といったようなところがございますので減っていきます。それで、事故時点からの推移ということを考えれば、例えば10年後に9,500トンが8,000ベクレルを超えるものはどれだけ残るかという、3,365トン残る計算になります。ですから、1万3,000とか1万4,000トンとか先ほど申しましたけれども、5,000トン程度は10年後でも残る。20年後でも9,500トンのうち2,400トン残ります。これは20年後でございますが。30年後でも1,300トン程度残ります。そういう意味においては、確かに保管を継続することによりまして濃度は下がります。が、数千トン単位で20年後も残っていることも、今の計算ではそうなります。

したがって、保管の選択というのは一つの考え方ではございますけれども、繰り返して申し上げて大変恐縮でございますが、集中管理、集中処分というのが現実的には合理性が高いのではないかと考えている次第でございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。

今4つの案が出てきております。まず、繰り返しになりますが、矢板市長さんのほうから県内で、174カ所かどうかはともかく、長期保管を行うということ。那須町長さんのほうから、1カ所かどうかはともかく、中間貯蔵という形で管理を行ってはどうかという

ご提案。そして、私ども国のほうから、集中的に最終処分として管理を行ってはどうかというご提案。鹿沼市長さんのほうからは、先行事例を見ながらといった、その中で県内でしっかり処分をしていくということかと思いますが、他に。

今ご提示させていただいているのは後からまた改めてご説明をさせていただきますが、国のほうで集中管理をさせていただいたほうがよろしいのではないかというデータになりますけども、ちょっと確認だけとっておきたいと思いますが、県内で処分をしていくということにつきましては、おおむねご了解いただいたということでもよろしいでしょうか。その上でご提案いただいた、その中から方法を考えていくというようなことでもよろしいでしょうか。

大田原市長：大田原市です。今日の会には、県内処分で一步踏み出したいという知事のお話がありましたので来ました。基本的には私は考え方は変わってないので、話をすると承認したということになってるんで、ちょっと。やられるんだったら国が全面的にやられたらよろしいんじゃないでしょうか。あんまり迷ったことしないで、ここまでお話ししたんですから。市町長会議の責任においてというようなことが前提にされるというのは、恐らくここに出ている市町長さんたちも余り本意ではないという感じがします。国はもっと前面に出てやられる気持ちで進められたらよろしいんじゃないでしょうか。

井上副大臣：ありがとうございます。

冒頭私からも、そして知事からも同趣旨のお願いをさせていただいたところであります。私ども国が責任を持ってしっかりこの問題を解決していくということは、全く揺るぎないものを持っております。そのためにさまざまなやり方というものを考えていき、また、そこで生じる風評被害でありますとか、あるいは地域振興策、こういったものに対しても取り組ませていただきたいと思います。

ただ他方で、やはり保管状況が逼迫しているということを考えると、少しでも早く安全にこの問題を前に進めなければいけないと思っております。市町村長さんたちの、そうはいっても具体的にそれを引き受けるところがあるのかどうか、そのご懸念はもっともだと思います。しかし他方で、だからといっていつまでも入り口のほうで終始しては、私は何も進まない、そう思っております。

福島県に持っていけという議論も多くありました。その市町村長たちの言葉を重く受け

とめて、私も福島県と直接交渉もさせていただきましたけれども、これも難しいということになってしまった以上、やはり現実的な方策を考えざるを得ないと思っております。

ですから、県内処理ということに関して、この場でそれぞれ全ての方が了解をしていただくというのは難しいという、その気持ちもわかります。ですから、ぜひこれ、国の責任をもって栃木県の県内処理を進めさせていただきたい。ですから、その我々の思いを受けとめて、次の段階の議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

秋野政務官：では、今お配りをさせていただきました資料につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

梶原部長：それでは、今お手元にお配りした資料を説明させていただきたいと思います。

これが先ほど言いましたように1万3,000トン強、8,000ベクレル超のものが保管されているわけですが、そのうち実際に指定されているものが9,508トンありまして、セシウム濃度でいきますと、最小のものは8,000ベクレル、最大のものとして9万9,000ベクレルというものがございます。これらを例えば発災時にセシウム134と137が1対1であるという前提で計算をしてみます。そうしますと、事故時点からの経過年数ということでいきますと、10年後3,365トン、20年後2,410トン、30年後1,327トンになります。

それで、先ほど口頭で言いましたけれども、実際のところが1万3,500トンぐらいあるということで、これの1.4倍ほどになります。同じ比率であるかどうかは必ずしも定かではないんですが、仮に同じ比率であるとするならば、それぞれ10年後、20年後、30年後に1.4倍ほど掛けた数字が8,000ベクレルを超えるものとして残るものがございます。したがって、保管というオプションについては、どういうものかという問題もあるのだと思っておりますけれども、少なくとも非常に多くの場所で継続的に長期間するというのはなかなか非現実的なオプションになるのかなということを申し上げた次第でございます。

秋野政務官：集中保管をしたほうがいいのではないかという意見に対する国の考え方のデータをいま示させていただきました。

今日の議論の中で、大体4つの方法といいたししょうか、出てきました。もしもこれ、他に追加的なご意見を賜りたいと思います。矢板市長さん、那須町長さん、そして鹿沼市長さん、そして国の考え方、そしてそれ以外にも処理の方法があるのではないかとということ、そういったことにつまましてご意見賜りまして、私どものほうで回答、そういったものを次回させていくような形にさせていただきたいと思ひます。

それでは、他にこの資料2、資料3、資料4のところでは何かご質問、ご意見等ございませうでしょうか。

宇都宮市長：よろしいですか。この場でといっても、今意見を言われた首長さんたちもいらっしやいますけども、この場で言えないような、そういう立場の方もいらっしやると思ひますので、もし国としてそれぞれの首長、あるいは地域の実情とか、あるいは考え方を満遍なく拾いたいんだとすれば、やはりそういう方にも配慮していただいて、それぞれ別なところでも、別な方法で意見集約というのでも図っていただければと思ひますし、それらを一々このメンバーで判断をするのではなくて、やはり最終的な判断は国だと思ひます。国が判断をして道順を決めていくことが、私個人としてはそれがいいと思ひますし、どんな場所を選定されようが、そこに設置するといつたところまで国が責任を持つ。

そして、ここで伺いたいんですが、副大臣に環境省を代表して、国を代表してご意見をいただきたいんですが、反対があつても、首長の中で賛成できないものがあつたとしても、環境省、国として、場所を決めたならば責任を持って進めていく覚悟があるのかどうか、それだけは確認をとらせていただきたいと思ひます。

井上副大臣：ありがとうございます。環境省の責任は、やはり国の政策によって生じてしまったあの原発事故由来の指定廃棄物、この問題をしっかりと決着をつけていくということ、県民、国民の皆様のためにこれを安心をしていただく、そういう形をとるということでもありますから、ですからそういう意味では、国がいろいろ地元のご意見も賜りながらではありますが、国がしっかりと決断をして、そしてそれを実行していきたくと思ひます。

宇都宮市長：ありがとうございます。

秋野政務官：それでは、先ほど申し上げましたように、まず追加的なご意見、今日ご発言

をされていない首長さんたちも多うございますので、賜りたいと思います。それにつきましては、環境省のほうで対応を検討させていただきたいと思います。

他に、事務局から何かございますでしょうか。

梶原部長：最初冒頭に資料紹介のほうで申し上げましたけど、新聞の折り込みにつきまして、あまり中身を説明するところではないんでございますけれども、前回のご指摘、ご意見も賜りました上で、できるだけ情報はわかりやすく提供したいということで県と相談させていただきながら提示をさせていただいたものでございます。

また、いろんなこういったようなやり方、中身についても、こういうようにやるべきだよといったようなご意見があれば、ぜひ教えていただければと思っております。

櫻井栃木県環境森林部長：よろしいでしょうか。県の事務局のほうなんですけれども、ただいま宇都宮市長さんからもご意見ございましたけれども、あらゆることをこの会議で決めていくというのは実質的ではない部分もございます。いろんなご意見等については国のほうでやり方を工夫していただくというようなことのご提案だったと思うんですが、県の立場としましても、そのようなやり方とあわせて県といたしましても、今までも随時各市町村さんからはご意見等いただいていたわけですけれども、あるいは場合によって、前回、市町長会議の場でもお話しさせていただきましたが、アンケートなんかを活用するというような方法もございますし、あるいは、今日前段で県主催の形での会議をやったというようなやり方もございます。その辺については、ある程度各首長さん等のご意見が反映しやすいような形を国とも協議しながら、県としてもやり方工夫しながら意見の集約を進めていきたいと、こういうことでございます。最終的には国として、ただいまご発言あったとおり決断をして、責任を持って進めていただく、こういうことでございますが、その辺については県としても常に協力していきたいというようなことで考えております。以上でございます。

秋野政務官：他に何かございますでしょうか。それでは、以上で議事を終了させていただきます。これで本日の市町村長会議を終了させていただきます。ありがとうございました。